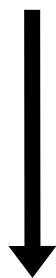


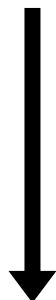
先着順物件の売却に関する手続き

(1) 「普通財産売払申請書」の提出



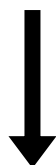
- ・「普通財産売払申請書」へ必要事項を記入のうえ、青森市総務部管財課へ提出してください（申請受付は、土・日・祭日を除く午前8時30分から午後5時まで）。
- ・添付書類として「住民票（法人の場合は「登記事項証明書」）」、「身分証明書（戸籍のある市町村役場発行）（個人の場合）」及び「印鑑証明書」を提出してください。
- ・なお、同じ日に1物件につき2名以上の申し込みがあった場合は、くじ引きにより売却の相手方を決定いたします。

(2) 売買契約締結



- ・契約締結と同時に、契約保証金として売買代金の10分の1以上の金額を納付していただきます。
（ただし、契約締結時に売買代金の全額をお支払いいただく場合、契約保証金は免除します。）
- ・また、契約書に貼付する収入印紙（5,000円分）については購入者の負担となります。

(3) 売買代金の納入



- ・売買契約締結日から30日以内に、市が発行する納入通知書により売買代金の全額をお支払いいただきます。
（契約締結時に納付した契約保証金は売買代金の一部に充当できます。）

(4) 所有権の移転等

- ・売買代金の支払いが完了したときに所有権が移転し、所有権の移転後15日以内に物件を引き渡します。
- ・なお、所有権移転登記手続きは市が行います。
- ・ただし、所有権移転登記に必要な登録免許税は購入者の負担となります。
（登録免許税額は売買物件により異なります。）